

外貨預金規定（外貨預金共通規定）新旧対照表

改定後（改定部分赤字）	現行
<p>3.（外貨預金の取扱）</p> <p>（1）現行同様</p> <p>（2）現行同様</p> <p>（3）外貨預金は外貨現金・トラベラーズチェックによる預入れまたは払戻しはできません。</p>	<p>3.（外貨預金の取扱）</p> <p>（1）現行同様</p> <p>（2）現行同様</p>
<p>4.（預入れ）</p> <p>（1）現行同様</p> <p>（2）この預金口座には次のものを預入れます。</p> <p>①円貨現金</p> <p>②為替による振込金</p> <p>③小切手その他証券類は、代金取立てとして取扱い、決済を確認した後にこの預金口座に預入れます。</p>	<p>4.（預入れ）</p> <p>（1）現行同様</p> <p>（2）この預金口座には次のものを預入れます。</p> <p>①現金</p> <p>②為替による振込金</p> <p>③小切手その他証券類は、代金取立てとして取扱い、決済を確認した後にこの預金口座に預入れます。</p>
<p>5.（払戻し）</p> <p>（1）現行同様</p> <p>（2）現行（3）同様</p> <p>外国為替市場において外国為替取引が行われないなど、外国通貨の入手が困難な場合等には、預金者が当行に預金残高を当該外国通貨により払戻すよう請求した場合（他の口座への振替も含みます。）でも当行所定の外国為替相場により換算した当該外国通貨相当額の全部または一部を本邦通貨で支払うことができます。</p>	<p>5.（払戻し）</p> <p>（1）現行同様</p> <p>（2）預金者が当行に預金残高を当該外貨現金により払戻すよう請求した場合でも、当行の都合により、当行所定の外国為替相場により換算した当該預金金額相当額の本邦通貨により支払うことがあります。</p> <p>（3）外国為替市場において外国為替取引が行われないなど、外国通貨の入手が困難な場合等には、預金者が当行に預金残高を当該外国通貨により払戻すよう請求した場合（他の口座への振替も含みます。）でも当行所定の外国為替相場により換算した当該外国通貨相当額の全部または一部を本邦通貨で支払うことができます。</p>

外貨普通預金規定（照合表口）新旧対照表

改定後（改定部分赤字）	現行
<p>5.（外貨預金の取扱）</p> <p>（1）現行同様</p> <p>（2）現行同様</p> <p>（3）外貨預金は外貨現金・トラベラースチェックによる預入れまたは払戻しはできません。</p>	<p>5.（外貨預金の取扱）</p> <p>（1）現行同様</p> <p>（2）現行同様</p>
<p>6.（預入れ）</p> <p>（1）現行同様</p> <p>（2）この預金口座には次のものを預入れます。</p> <p>①円貨現金</p> <p>②為替による振込金</p> <p>③小切手その他証券類は、代金取立てとして取扱い、決済を確認した後にこの預金口座に預入れます。</p>	<p>6.（預入れ）</p> <p>（1）現行同様</p> <p>（2）この預金口座には次のものを預入れます。</p> <p>①現金</p> <p>②為替による振込金</p> <p>③小切手その他証券類は、代金取立てとして取扱い、決済を確認した後にこの預金口座に預入れます。</p>
<p>7.（払戻し）</p> <p>（1）現行同様</p> <p>（2）現行同様</p> <p>（3）現行（4）同様</p> <p>外国為替市場において外国為替取引が行われないなど、外国通貨の入手が困難な場合等には、預金者が当行に預金残高を当該外国通貨により払戻すよう請求した場合（他の口座への振替も含みます。）でも当行所定の外国為替相場により換算した当該外国通貨相当額の全部または一部を本邦通貨で支払うことができるものとします。</p>	<p>7.（払戻し）</p> <p>（1）現行同様</p> <p>（2）現行同様</p> <p>（3）預金者が当行に預金残高を当該外貨現金により払戻すよう請求した場合でも、当行の都合により、当行所定の外国為替相場により換算した当該預金金額相当額の本邦通貨により支払うことがあります。</p> <p>（4）外国為替市場において外国為替取引が行われないなど、外国通貨の入手が困難な場合等には、預金者が当行に預金残高を当該外国通貨により払戻すよう請求した場合（他の口座への振替も含みます。）でも当行所定の外国為替相場により換算した当該外国通貨相当額の全部または一部を本邦通貨で支払うことができるものとします。</p>

外貨定期預金規定（照合表口）新旧対照表

改定後（改定部分赤字）	現行
<p>5.（外貨預金の取扱）</p> <p>（1）現行同様</p> <p>（2）現行同様</p> <p>（3）外貨預金は外貨現金・トラベラースチェックによる預入れまたは払戻しはできません。</p>	<p>5.（外貨預金の取扱）</p> <p>（1）現行同様</p> <p>（2）現行同様</p>
<p>6.（預入れ）</p> <p>（1）現行同様</p> <p>（2）この口座には次のものを預入れます。</p> <p>①円貨現金</p> <p>②為替による振込金</p> <p>③小切手その他証券類は、代金取立てとして取扱い、決済を確認した後にこの預金口座に預入れます。</p>	<p>6.（預入れ）</p> <p>（1）現行同様</p> <p>（2）この口座には次のものを預入れます。</p> <p>①現金</p> <p>②為替による振込金</p> <p>③小切手その他証券類は、代金取立てとして取扱い、決済を確認した後にこの預金口座に預入れます。</p>
<p>1 1.（預金の解約・書換継続等）</p> <p>（1）現行同様</p> <p>（2）現行同様</p> <p>（3）現行同様</p> <p>（4）現行（5）同様</p> <p>外国為替市場において外国為替取引が行われないなど、外国通貨の入手が困難な場合等には、預金者が当行に預金残高を当該外国通貨により払戻すよう請求した場合（他の口座への振替も含みます。）でも当行所定の外国為替相場により換算した当該外国通貨相当額の全部または一部を本邦通貨で支払うことができるものとします。</p> <p>（5）現行（6）同様</p> <p>（6）現行（7）同様</p>	<p>1 1.（預金の解約・書換継続等）</p> <p>（1）現行同様</p> <p>（2）現行同様</p> <p>（3）現行同様</p> <p>（4）預金者が当行に預金残高を当該外貨現金により払戻すよう請求した場合でも、当行の都合により、当行所定の外国為替相場により換算した当該預金金額相当額の本邦通貨により支払うことがあります。</p> <p>（5）外国為替市場において外国為替取引が行われないなど、外国通貨の入手が困難な場合等には、預金者が当行に預金残高を当該外国通貨により払戻すよう請求した場合（他の口座への振替も含みます。）でも当行所定の外国為替相場により換算した当該外国通貨相当額の全部または一部を本邦通貨で支払うことができるものとします。</p> <p>（6）現行同様</p> <p>（7）現行同様</p>